

e 承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞ 利用規定（収納錦管理信託利用先用） 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2025年12月改定	2026年4月改定
4.(2)②	<p>なお、新管理者の登録に当たり、契約者は、当行が提出を求めた場合には、これに応じて新管理者の選任にかかる総会決議議事録の写し、管理者業務委託契約の写しその他の証憑書類を当行に提出した上で、当行所定の変更手続（以下、「書面による代表者変更手続」といいます）を行うものとします。なお、管理者交代機能の利用による新管理者の登録後180日以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合には、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>なお、新管理者の登録に当たり、契約者は、当行が提出を求めた場合には、これに応じて新管理者の選任にかかる総会決議議事録の写し、管理者業務委託契約の写しその他の証憑書類を当行に提出するものとします。</p>